

地域計画

策定年月日	令和 7年 3月 31日
更新年月日	令和 年 月 日 ()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	大分県由布市 (442135)
地域名 (地域内農業集落名)	雲取 (雲取)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	19.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	19.3 ha
② 田の面積	19.1 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	1.3 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.0 ha
(参考)区域内における80才以上の農業者の農地面積の合計	3.6 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0.2 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

水稻を中心に経営する認定農業者と中山間集落協定の役員を中心に経営している。その他の農業者(経営体)は高齢化しており後継者がいない。地域内で主に栽培している作物は水稻である。現在取組を行っているものは鳥獣被害防止対策、農地の保全・管理である。地域が抱える課題として農業者の高齢化や減少、農業にかかる経費の増加、新規の担い手不足、遊休農地の増加、鳥獣被害の増加、有害鳥獣の駆除人材の不足が挙げられる。今後何年間、農業が継続できるかをほとんどの人が危惧している。後継者は今の状態では皆無に近い。中山間直接支払制度を活用することで何とか農業を継続している状況があるので、事業が続くことを期待している。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

センサー、ロボット、人工知能など新技術導入で効率化を図ること、担い手確保のため地域で新規就農希望者との交流を図ること、地域の良いところを積極的に情報発信し、移住促進を行うことを目指したい。また地域の所得向上に向け、企業による農業参入に取り組めないかと考えている。しかし、ノウハウも無く、具体的な取組方針が定まっていない。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
認定農業者と中山間集落協定の役員を中心となる経営体として位置付ける。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	8	%	将来の目標とする集積率
			8 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
認定農業者と中山間集落協定の役員に集約することを目標とする。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
当面は低コスト化を図り、現状を維持することが精一杯であるが、今後離農者が出た場合は可能な限り中心となる経営体への農地集積を基本とする。場合によっては中山間集落協定構成員全体で協力して耕作放棄地にならないよう農地保全に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
制度の理解不足があるため、その解消に向けた取組を行いつつ、将来的に中間管理機構への貸付を基本としたい。
(3)基盤整備事業への取組
今後の取組予定なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・ゆふ農林業サポートバンクとも連携して確保、育成を進める。 ・企業や農業法人、外国人の農業参入、新規就農の受け入れを検討したい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
由布市内の集落営農法人が連携して設立した株式会社ゆふ農業サポートと連携し、作業委託やドローンを活用した事業の取組を集落内でも検討したい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	
【選択した上記の取組内容】				
①鉄柵や電柵の設置、管理による防止対策。 ⑦中山間集落協定の構成員による草刈等の農地保全活動。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

※経営面積 0ha = 0.1ha未満の担い手

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
利用者		水稻、野菜等	0.8 ha	— ha	水稻、野菜等	0.6 ha	— ha	1	
利用者		水稻、野菜等	0.9 ha	— ha	水稻、野菜等	0.9 ha	— ha	2	
利用者		水稻、野菜等	0.1 ha	— ha	水稻、野菜等	0.1 ha	— ha	3	
利用者		水稻、野菜等	1.5 ha	— ha	水稻、野菜等	1.5 ha	— ha	4	
利用者		水稻、野菜等	1 ha	— ha	水稻、野菜等	1 ha	— ha	5	
利用者		水稻、野菜等	0.8 ha	— ha	水稻、野菜等	0.8 ha	— ha	6	
利用者		水稻、野菜等	1.2 ha	— ha	水稻、野菜等	1.2 ha	— ha	7	
利用者		水稻、野菜等	1.1 ha	— ha	水稻、野菜等	1.1 ha	— ha	8	
利用者		水稻、野菜等	0.8 ha	— ha	水稻、野菜等	0.8 ha	— ha	9	
利用者		水稻、野菜等	1.2 ha	— ha	水稻、野菜等	1.2 ha	— ha	10	
利用者		水稻、野菜等	0.7 ha	— ha	水稻、野菜等	0.4 ha	— ha	11	
利用者		果樹	0.3 ha	— ha	果樹	0.3 ha	— ha	12	
利用者		果樹	0.5 ha	— ha	果樹	0.3 ha	— ha	13	
利用者		水稻、野菜等	0.8 ha	— ha	水稻、野菜等	0.5 ha	— ha	14	
認農		果樹	1.7 ha	— ha	果樹	1.7 ha	— ha	15	
利用者		水稻、野菜等	0.6 ha	— ha	水稻、野菜等	0.6 ha	— ha	16	
利用者		水稻、野菜等	1.1 ha	— ha	水稻、野菜等	1.1 ha	— ha	17	
利用者		水稻、野菜等	1.3 ha	— ha	水稻、野菜等	1.3 ha	— ha	18	
利用者		水稻、野菜等	0.6 ha	— ha	水稻、野菜等	0.6 ha	— ha	19	
利用者		水稻、野菜等	1 ha	— ha	水稻、野菜等	1 ha	— ha	20	
利用者		果樹	0.6 ha	— ha	果樹	0.3 ha	— ha	21	
計	21経営体		18.6 ha	0 ha		17.3 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

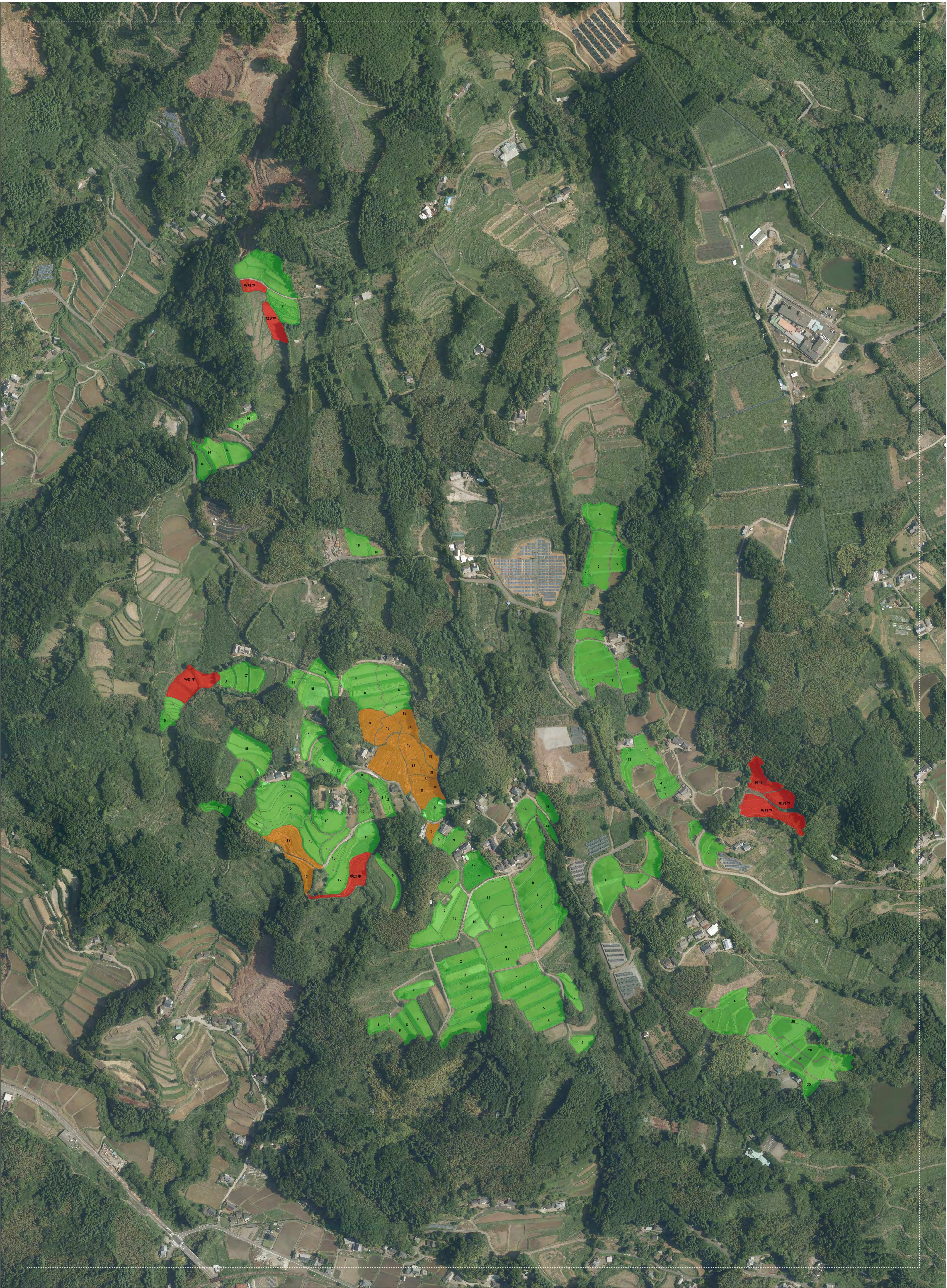
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。



【凡例】 10年後も 検討中 維持管理をする土地